

市立大洲病院医療情報システム更新事業に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、市立大洲病院医療情報システム更新事業を実施するにあたり、医療情報システムを行う能力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、公平性を確保しながら、高度かつ専門的な技術及び豊富な実績を有し、信頼性のより高い優れた事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

市立大洲病院医療情報システム更新事業

(2) 事業の目的

市立大洲病院では、現在、平成26年2月に導入し、令和2年3月に更新したオーダーリングシステム（電子カルテシステム）を核とする病院医療情報システムを使用している。前回の更新後、既に6年が経過していることから、サーバ本体や周辺機器の経年劣化に伴う故障リスクが高まっており、修理対応等、故障箇所において部品の供給ができない可能性がでてきている状態であることからシステム等を含め更新を行うものである。

また、平成30年7月の西日本豪雨災害や発生が予測されている南海トラフ地震などの大規模災害に対応しうる体制として、引き続き、医療情報が蓄積されているサーバのクラウド化を図り、地域住民および患者様に対して、安全、安心な医療を安定的に提供できるようにするものである。

また、必要な保守管理業務（5年間）一式の事業者の選定も併せて行う。

(3) 事業内容

市立大洲病院が利用する、オーダーリングシステム（電子カルテシステム）を核とする医療情報システム及びこれに接続している各部門システムの更新（必要な5年間の保守管理業務を含む。）及びクライアント端末等周辺機器、ネットワーク等を更新する。

- ①システムの稼働に必要なソフトウェア及びハードウェアの納入
- ②システムの稼働に必要な院内LANの設計及び施工
- ③外部データセンターとの接続に必要なネットワーク構築に係る設計及び施工
- ④システムの運用に必要な病院職員の研修の実施や使用マニュアルの作成
- ⑤既存データの移行
- ⑥既存機器、既存システムとの連携
- ⑦必要な保守管理業務（5年間）

詳細は「Ⅰ基本仕様書」（別紙1）、「Ⅱ調達物品に備えるべき技術的要件」（以下、「要求仕様書兼回答書」という。）（別紙2）及び「Ⅲハードウェア関連仕様書」（別紙3）のとおり。

(4) 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

保守管理業務については本稼働から5年間

(5) 履行場所

市立大洲病院（愛媛県大洲市西大洲甲570番地 地内）

(6) 事業規模（提案限度価格）

金359,500千円（消費税及び地方消費税は含まない）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

また、この金額は、システム導入時の初期費用のみであり、システム導入後に発生する経常的な利用料（保守・サポートを含む）については、別途契約を締結する予定です。

3 提案資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

(4) 国税及び市税（全税）の滞納がないこと。

(5) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 保守管理体制が整備され、ハードウェア及びソフトウェアの障害に対し、統一窓口で24時間受付対応が可能であり、迅速に対応できるものであること。

(7) 過去5年間に市立大洲病院と同程度（病床数150床を下限とする。）若しくはそれ以上の病床数の病院において、当該事業実施及び保守管理業務の実績を有するものであること。

(8) 共同企業体で応募する場合は、以下の要件を全て満たしていること。

① 構成員の数は、2者又は3者であること。

② 構成員の出資比率の最小限度は、構成員が2者の場合は30パーセント以上、構成員が3者の場合は20パーセント以上であること。

③ 代表事業者の出資比率は、構成員中最大の者であること。

④ 代表事業者が応募手続を行うこと。

⑤ 同時に複数の共同企業体の代表事業者又は構成員ではないこと。

⑥ 企画提案書の提出期限後において、共同企業体の代表事業者及び構成員の変更を行わないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| ①公募型プロポーザル実施公告 | 令和8年7月17日(金) |
| ②参加意向申出書に係る質疑受付期限 | 令和8年7月22日(水) |
| ③参加意向申出書に係る質疑回答期限 | 令和8年7月27日(月) |
| ④参加意向申出書の提出期限 | 令和8年7月31日(金)午後5時必着 |
| ⑤提案資格確認結果の通知 | 令和8年8月4日(火) |
| ⑥提案書等の提出に関する質疑受付期限 | 令和8年8月7日(金) |
| ⑦提案書等の提出に関する質疑回答期限 | 令和8年8月12日(水) |
| ⑧提案書等の受付期限 | 令和8年8月21日(金)午後5時必着 |
| ⑨第一次審査(書類審査) | 令和8年8月下旬予定 |
| ※参加者多数の場合のみ実施し、結果は審査後速やかに通知します。 | |
| ⑩第二次審査(プレゼンテーション) | 令和8年8月下旬予定 |
| ⑪審査結果の通知 | 令和8年9月上旬予定 |
| ⑫審査結果等の公表 | 令和8年9月上旬予定 |
| ⑬契約の締結 | 令和8年9月下旬予定 |

5 受託者を特定するための評価基準

- (1) 事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。
- (2) 本プロポーザルに参加しようとする場合は、下記6の提出書類を提出すること。
- (3) 市立大洲病院医療情報システム更新事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、提出書類及び提案内容の説明(プレゼンテーション)により審査した上で、最高の評価を得た提案者を事業者として選定する。
- (4) 選定に当たっては、評価基準(別紙4)に基づき評価を行う。

6 参加手続き、参加意向申出書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 実施要領及び各種様式の配布場所
市立大洲病院ホームページ(<https://www.city.ozu.ehime.jp/site/ozuch/>)
- (2) 参加意向申出に関する質疑等
 - ①参加意向申出に関する内容その他質疑がある場合は、必ず質問票(様式第6号)により下記6(4)の担当部署に対して行うこととし、直接現場担当者に対して質問等をしないこと。
 - ②質問票の提出期間は、公示日から令和8年7月22日(水)までとし、電子メールにて提出すること。(E-mail アドレス: oozubyouin@city.ozu.ehime.jp)
 - ③質疑に対する回答書を作成した場合は、令和8年7月27日(月)までに上記6(1)のホームページにおいて閲覧に付すこととする。

(3) 参加意向申出書の提出期限

令和8年7月31日(金) 午後5時必着

(受付時間帯は、土日祝日の休業日を除く午前9時から午後5時までとします。)

(4) 参加意向申出書の提出場所

〒795-0013 愛媛県大洲市西大洲甲570番地

市立大洲病院 事務課

電話 0893-24-2151

FAX 0893-24-0036

(5) 参加意向申出書の提出方法

直接提出するか、郵送により提出すること。

(6) 参加意向申出書の提出書類等

次の書類を各1部提出するものとする。

- ① プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)
- ② 共同企業体構成届出書(様式第2号)【共同企業体のみ】
- ③ 委任状(様式第3号)【共同企業体のみ】
- ④ 共同企業体協定書(任意様式)【共同企業体のみ】
- ⑤ 添付書類

ア 定款

イ 登記事項証明書又は登記簿謄本

ウ 直近の収支予算書及び事業計画書並びに収支計算書及び事業報告書

(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を含む)

エ 会社概要(設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など会社の概要が分かるもののほか、当該事業実績)

オ 市税(全税)及び国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(契約等に関する権限を委任された事務所所在地のもの。)

※共同企業体の場合は、上記⑤について、全ての構成員分を提出すること。

※大洲市又は当院に一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請により資格を有しているものについては、その申請書の写しを添付することにより、ア、イ、ウ及びオの提出を省くことができる。

(7) 提案資格確認結果通知

提案資格の確認結果は、全ての申出者に令和8年8月4日(火)までに参加資格審査結果通知書(様式第4号)により結果を通知する。

7 提案書等の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出期限

令和8年8月21日(金) 午後5時必着

(2) 提出場所

上記6(4)に同じ

(3) 提出方法

直接提出するか、郵送により提出すること。

(4) 提出書類等

提案書等の提出書類については次の書類とし、(1)、(2)、(3)に基づき提出すること。

なお、提出期限までに到達しなかった場合は、本手続きに参加できない。

また、提案書は1事業者1提案とする。

① 提案書表紙（様式第5号）

② 提案書（任意様式）

ア 提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とすること。

イ 提案書の页数は、記載事項内容を含めて各システム4ページ以内とすること。
（表紙は除く。）

ウ 提案書の内容は、高度な専門知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

エ 提案書には、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧の書類を添付すること。

③ 工程表（任意様式）

④ 要求仕様書兼回答書（別紙2）（電子媒体でも提出すること）

⑤ 見積書（任意様式、副本は複写可）

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とし、提案限度額以下の金額を記載してください。

⑥ 令和9年度から令和13年度までに保守管理業務にかかる見積書（任意様式、副本は複写可）

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除く金額としてください。

⑦ 審査（プレゼンテーション）説明員一覧（任意様式）

⑧ 提案書の内容、仕様がわかるカタログ等資料

(5) 要求仕様書兼回答書の作成要領

要求仕様書兼回答書のうち、各業務アプリケーション機能等については、要求する全機能について「対応可否」欄への記載が必要である。また必要に応じて「備考」欄にも記載すること。

○：パッケージ実装済み、対応可能

△：代替機能で実現、若しくはカスタマイズ（無償）により実装予定

×：パッケージに未実装で、実装する予定も無いと考えているもの

特記事項があれば、「備考」欄に記入すること。「対応可否」が△と×の項目には必ず記載すること。

(6) 提出部数

提案書は、正本1部、副本10部提出とする。

(7) 受託事業者決定までの手順

次の手順により、審査委員会において総合的な評価・審査にて事業者を選定し、業務受託事業者を決定する。

①第一次審査（書類審査）

参加申出者が多数の場合にのみ実施し、「要求仕様書兼回答書」「提案書」「見積書」の記載内容を基に審査委員会が第二次審査対象者を３者程度に絞り込む。審査結果は参加申出者に通知する。

②第二次審査（提案書の説明、プレゼンテーション）

評価基準に基づいて審査を行い、最高の評価を得た事業者を優先交渉業者として、１者選定する。審査結果は参加事業者に通知する。第二次審査（プレゼンテーション）実施の詳細については次のとおりとする。なお、応募が１者のみであった場合にも審査（プレゼンテーション）は実施する。

ア 実施場所

市立大洲病院 ３階 講義室

イ 実施日時

令和８年８月下旬予定（確定後通知します）

ウ プレゼンテーションの内容

提出書類に基づきプレゼンテーションを実施すること。

各参加事業者の持ち時間は５０分とする。（説明４０分、質疑応答１０分）

プロジェクターなどの機器を使用する場合は各自で準備すること。また、準備時間については持ち時間に含めないものとする。説明員は５名以内とする。

（８）選定結果通知及び公表

審査の結果は全ての提案者に対し文書で通知を行う。

また、審査結果に係る照会及び異議申し立て等は受理を行わない。

８ 提案書等の提出に関する質疑等

（１）提案書等の提出に関する内容その他質疑がある場合は、必ず質問票（様式第６号）により上記６（４）の担当部署に対して行うこととし、直接現場担当者に対して質問等を行わないこと。

（２）質問票の提出期間は、令和８年８月４日（火）から令和８年８月７日（金）までとし、電子メールにて提出すること。（E-mail アドレス：oozubyuin@city.ozu.ehime.jp）

（３）質疑に対する回答書を作成した場合は、令和８年８月１２日（水）までに上記６（１）のホームページにおいて閲覧に付すこととする。

９ 契約手続等

（１）特定者の決定後、提案書提出者全員に対し、審査結果通知書（様式第７号）により結果を通知するとともに、特定者の提案に対して、見積依頼書により改めて契約に向けた交渉を行う旨を通知する。

その場合、提案内容によっては審査委員会の審査により契約内容を変更する場合がある。

- (2) 第1位の提案と契約に至らなかった場合には、第2位の提案に対して(1)と同様に交渉する。第2位の提案と契約に至らなかった場合も以下同様とする。
- (3) (1)の交渉の後、両者間の同意により、随意契約を締結する。

10 提案資格の喪失等

- (1) 提案者が契約締結をするまでの間において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。
- ① 上記3に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。
 - ② 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

11 市立大洲病院の概況

- (1) 所在地 愛媛県大洲市西大洲甲570番地
- (2) 病床数 一般病棟 142床
結核病棟 8床
計 150床
- (3) 患者数 令和6年度 入院 28,814人、外来 70,586人
令和7年度 入院 28,314人、外来 68,259人

12 その他

- (1) 提出書類については、市立大洲病院が依頼した場合を除き、提出後の追加及び変更を認めない。
- (2) 提出書類の作成及び審査に要する一切の費用については、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却を行わない。